

平成24年第6回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	平成24年5月25日（金） 午前10時05分から午前11時18分まで
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 2階 第2会議室
出席委員	委員長 山田 喜一郎 委員 藤田 照治 委員 藤田 正実 教育長 山本 佳洋
事務局出席者	教育部長 安田 正治 次長（管理担当） 大塚 文博 次長（指導担当） 杉本 武一 管理監（人権教育担当） 西川比佐夫 管理監（行政改革推進担当）兼教育総務課長 菊田 宗高 教育総務課課長 中島 渡 学校教育課長 西村 文一 こども未来課長 島田 俊明 社会教育課長 矢田 良男 文化スポーツ振興課長 田中 康之 歴史文化財課長 縮谷 隆 こども未来課参事 井ノ口照美 社会教育課参事 保井 晴美 教育総務課総務企画係長 田原 聖史
書記	学校教育課長補佐 西出八津子

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 平成24年第5回教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 5月 教育長 教育行政報告
(2) 平成24年第2回甲賀市議会定例会報告議案について

3. 協議事項

- (1) 議案第20号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第6号 甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について)
- (2) 議案第21号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第7号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について)
- (3) 議案第22号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第8号 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について)
- (4) 議案第23号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第9号 甲賀市文化財保護審議会委員の任命について)
- (5) 議案第24号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第10号 甲賀市教育行政評価委員会規則の一部を改正する規則の制定について)
- (6) 議案第25号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第11号 甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について)
- (7) 議案第26号 甲賀市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- (8) 議案第27号 甲賀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (9) 議案第28号 甲賀市私立保育園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (10) 議案第29号 甲賀市水口岡山城跡調査委員会設置要綱の制定について
- (11) 議案第30号 甲賀市指定有形文化財の指定及び甲賀市指定無形文化財の保持者の認定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問について
- (12) 議案第31号 平成24年第2回甲賀市議会定例会(6月)提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について

4. その他、連絡事項など

- (1) 平成24年第7回(6月定例)教育委員会について
- (2) 平成24年第4回教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午前10時05分〕

教育総務課長 それでは、ただ今から、第6回甲賀市教育委員会定例会を開催させていただきます。

管理担当次長 はじめに、平成19年7月31日甲賀市教育委員会主催の行事で尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんのお2人のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。黙祷。

(一同 黙祷)

管理担当次長 ありがとうございます。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和をよろしくお願いいたします。

(一同 市民憲章唱和)

ありがとうございます。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行を

お願いします。

委員長

みなさんおはようございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

「目に青葉 山ほととぎす 初鯉」と歌われますように、新緑が青空に映えるすがすがしい季節となってまいりました。皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、本日は大変お忙しいところ第6回教育委員会定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

子どもたちも、4月の緊張感から、5月の大型連休ですこし休憩し、新しい友達との楽しい学校生活や園生活を送ってくれていることと思います。しかし、ちょうど慣れてくる5月、6月が一番事故の多い、また起こりやすい時期だとも言われます。子どもや保護者への安全指導を徹底していただくようお願いします。

5月の大型連休の中に、こどもの日がありましたが、ある新聞の主張欄にこのようなことが書かれていました。何と云っても、子どもの健やかな成長には、親や家庭の愛情と世話が欠かせませんが、現実には、それらに恵まれない子どもが多く、昨年中に摘発された児童虐待事件の数は、前年度比9.1%増の384件と過去最多で、死亡した児童は39人にも上っているとのことでもあります。当甲賀市においては、今日までそういった事件は聞きませんが、それに近い環境あるいは家庭もないとは否定できません。園や学校で実施される家庭訪問や個別懇談で、保護者との時間を有意義に使っていただきたいと思えます。

家庭内で子どもが被害を受ける背景には、核家族化による親の育児不安の増大や、金銭的なさまざまな問題があるにしても、「家族の崩壊」が進みつつある現状を見逃すことはできません。私たちの時代によく「子どもは宝」、「子宝」と言われましたが、子どもを金、銀、宝石にもまさる宝物として大切に育てるのが、伝統的な家族の姿だったと思います。しかし今日、価値観の多様化や個人という意識の高ま

りもあり、そのような家族観、親子観が徐々に希薄化しているように思います。数年前とは違い、今日衣食住ともに格段に豊かになりましたが、家族の絆という視座に立てば、はたして子どもにとって「よい環境」であるかは疑問であります。昨年の東日本大震災の後、国民の多くは家族の大切さを改めて感じました。家族は、人間関係と日常生活のもっとも基盤的な単位であり、そのつながりを抜きにした家族の幸せなどは、考えられないと思います。「こどもの日」は、子どもを育てる過程で家族の絆が形成されていくことを考える一日であってほしいものです。

また最近、混沌とした時代であるゆえに、責任感とリーダーシップについて、よく言われます。年金基金の問題では、A I J投資顧問の代表者が「けっしてだますつもりではなかった」と詐欺行為を否定、また、原発事故の当事者が、会見で「電気料金を値上げする権利がある」と発言し、権利と義務との順序が逆転しているように思います。予算は通っても関連法案審議にめどが立たず、消費税増税は閣議決定されたけれども審議が進まない。震災の時、あれだけ世界中の人から賞賛された同じ国民なのかと悲しくなります。どこにでも必ず優れたリーダーシップをもつ人がいます。強い責任感とともに社会を変えようとする人が一人でも多く育つことを期待しております。

さらに、「真のリーダー」とは、大局的な見地から自分を犠牲にしても他者に利することができるかどうかであり、そして何よりも、強い意志と高い見識ぎよくせきこんこうを持つ必要があります。玉石混淆の中から選別された本物が残るのだと言われていています。管理職のみなさんも、強い責任感をもつ、真のリーダーを目指してください。

委員長

それでは、資料に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに、(1)平成24年第5回教育委員会(定例会)会議録の承認について、資料1に基づき、事前に皆様方のお手元に配布させていただいております。ご一読いただいたと思いますが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問がないようですので、(1)平成24年第5回教育委員会(定例会)会議録の承認については、承認いただいたものとしてとします。

委員長 それでは、報告事項といたしまして、(1)5月 教育長 教育行政報告について、報告をお願いします。

教育部長 それでは、資料2に基づきまして、4月24日開催の定例教育委員会以降、本日までの教育長の動静を中心に、主な事項について行政報告をさせていただきます。

(以下、資料2により報告)

委員長 ありがとうございます。ただ今、(1)5月 教育長 教育長教育行政報告について、教育部長から報告いただきました。この件について何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もないようでございますので、報告事項として終わらせていただきます。次に(2)平成24年第2回甲賀市議会定例会報告議案について、説明をお願いします。

教育部長 (2)平成24年第2回甲賀市議会定例会報告議案について、資料3に基づき、ご報告させていただきます。

(以下、資料3により報告)

委員長 ただ今の、(2)平成24年第2回甲賀市議会定例会報告議案について何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、特にご意見、ご質問がないようでございますので、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、協議事項(1)議案第20号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第6号 甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について)、説明をお願いします。

管理監(人権教育担当) それでは、(1)議案第20号 臨時代理につき承認を

求めることについて（臨時代理第6号 甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について）、資料4に基づきまして、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料4により説明）

委員長 　　ただ今、説明のあった（1）議案第20号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号 甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について）、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

委員長 　　各区とも区長推薦だったのでしょうか。

管理監（人権教育担当） 　　そうです。区長推薦です。

委員長 　　自治区や各区において選任されていないところはないのですか。

管理監（人権教育担当） 　　現時点では、まだ全部出ておりませんので、次回の教育委員会で上程させていただきたいと考えています。

委員長 　　他にご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 　　それでは、（1）議案第20号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号 甲賀市人権・同和教育推進員の解嘱について）は、原案のとおり承認いただいたものといたします。

　　続きまして、（2）議案第21号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について）、説明をお願いします。

管理監（人権教育担当） 　　それでは、（2）議案第21号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について）、資料5に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料5により説明）

委員長 　　ただ今、説明いただきました（2）議案第21号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について）、何かご意見、ご質問等ございますか。

委員 　　解嘱が157名で委嘱が158名と、1名増え、また各地域ごとに

増減があるということですが、何か理由があるのですか。

管理監（人権教育担当） 推進員につきましては、合併以前の人数をそのまま継承しておりますので、100世帯以上の区・自治会におきましては、2名以上の推薦をいただいております。その中で、たとえば2名解嘱させていただいて、3名委嘱と、人数にばらつきがあります。規則では総勢350名以内と規定されていますので、その辺の若干の動きがございます。

今現在では289名の方々に委嘱させていただいており、例年動きがございますので、そういう形になっております。

委員 157名辞められて、そこへの残任期間とするのなら、同じ人数もしくはそれ以内だったらわかりますが、増えるということは、残任期間ではないのではないですか。

管理監（人権教育担当） もともと2名以上の推薦をお願いしている区・自治会で、昨年度は1名のみの推薦だったために欠員が生じていたところに、更に今年度1名の補充推薦がされた場合、合計人数は昨年度より増えますが、本来の人数に戻ったということで、任期は残任期間となります。

推進員の本来の任期は2年ですが、地域の役員さんにおきましては1年任期が多いため、このような現状になっております。

委員長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 それでは、ただ今の（2）議案第21号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号 甲賀市人権・同和教育推進員の委嘱について）は、承認いただいたものとします。

次に、（3）議案第22号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について）、説明をお願いします。

文化スポーツ振興課長 （3）議案第22号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について）、資料6に基づいて、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料6により説明)

委員長 　ただ今、説明いただきました(3)議案第22号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第8号 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について)、何かご意見、ご質問等ございますか。

委員 　48名の推進委員のエリアは各個人で決められているのですか。それとも、自治振興会やコミュニティといった、従来からある自治振興区とその個人とのつながりで決められているのですか。

文化スポーツ振興課長 　基本的には、旧町の人口割で委員を依頼しておりまして、それぞれの自治振興会単位ではないんですけれども、概ね小学校区単位と自治振興会単位と同じエリアから出ていただくということで、推薦いただき、委嘱させていただいているのが実情です。

委員 　それでは、活動する場合、住民から見たときそのエリアは、「旧町のどこ」ということで「自治振興会のエリア」とは関係ないということですか。

文化スポーツ振興課長 　基本は小学校区単位から1人は出ていただきたいということで、お願いしています。

委員 　小学校区23校区ということは自治振興会単位と同じですが、もれているところがありますね。この中で、このエリアはどこが担当だとか、この人がどこの担当ですよという決め方をしているのですか。

文化スポーツ振興課長 　基本的には市が指定していますので、自治振興会や地元からの派遣要請があれば、その中で誰が行くというようなことでだいたいのエリアは委員さんに決めていただいています。けれども、それは概略というか、その中で決めていただいていますので、自治振興会の担当が誰だというようには、今はなっておりません。

委員 　たとえば、具体的に言ったらなんですが、多羅尾の人はエリアのなかにないですね。振興会エリアの中に、各エリアからの推薦というとおかしくなってくると思うのですが。

文化スポーツ振興課長 　地元からの推薦ということではなく、自らが誰かを推薦していただいてこちらが委嘱するということです。

委員 継続者と平成24年度新規という貼り付け方が、自治振興会が出来ていなかった当時のままに見えますね。市の考え方として、自治振興会といたしますか、センターとしての活動を中心としてやっていこうというなかで、その辺がどうかと思うのですが。

文化スポーツ振興課長 今後は自治振興会の活動に併せて協力しながら、地域のスポーツ振興に勤めていただく形で、活動をお願いしようと思っております。

委員長 100人から50人に減らした時に、おおよそ町ごとに人数割りのような形で決めることにして、推薦や希望者からと決めた中で、特に自治振興会から何名というような割り当てにはなっていないのですか。

文化スポーツ振興課長 そうです。

委員 スポーツ推進委員さんの活動は、どのような形で市民の方に周知されているのですか。

文化スポーツ振興課長 広報誌「あいこうか」で、2ヶ月に一度「スポーツ推進委員の広場」というコーナーを設け、活動内容や、改選した委員の紹介を行っております。また、各地域で運動会やスポーツレクリエーションなどをされる場合、派遣申請をしていただいて、スポーツ推進委員と一緒に協力して地域のスポーツ活動の推進をしていただいております。

委員 各地域のスポーツの振興に対して、出前をしますということは各団体に周知しておられるのですか。例えば、自治会や子ども会、老人会などの単位へはどうですか。

文化スポーツ振興課長 主には広報誌で周知しております。また、今年委員の改選がありますので、区長会等へ連絡させていただいてスポーツ推進委員さんと一緒に地域のスポーツをしていただくということを、広報させていただきたいと思っております。

委員長 スポーツ推進委員と体育協会との関連性はないのですか。

文化スポーツ振興課長 体育協会については、どちらかというと競技力の向上がメインになっておりますが、スポーツ推進委員は地域のスポーツの振興という役目をもって、相互に連携してスポーツ振興に努めていただい

ています。中には体育協会とスポーツ推進委員を掛け持ちしていただいている方もおられますので、そのあたりの連携を取っていただいています。

委員長 他にご意見、ご質問等ございますか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、ただ今の(3)議案第22号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第8号 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について)は、原案どおり承認いただいたものとします。

委員長 続きまして、(4)議案第23号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号 甲賀市文化財保護審議会委員の任命について)、説明をお願いします。

歴史文化財課長 それでは、(4)議案第23号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号 甲賀市文化財保護審議会委員の任命について)、資料7に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料7により説明)

委員長 ただ今、説明のあった(4)議案第23号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号 甲賀市文化財保護審議会委員の任命について)、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 別紙の4番の委員さんですけれども、ご専門が普及啓発となっておりますが、具体的にどういうご専門なのか教えていただきたいと思えます。

歴史文化財課長 ご専門の普及啓発ということですが、ご職業が作家ということでありまして、地域に基づいた歴史小説を書かれたりエッセイ等を執筆されています。歴史に関連したことを熟知されており、それらを発信するということが普及啓発とさせていただきます。

委員長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、(4)議案第23号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号 甲賀市文化財保護審議会委員の任命につ

いて)は、原案のとおり承認いただいたものとします。

委員長 続きます、(5)議案第24号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号 甲賀市教育行政評価委員会規則の一部を改正する規則の制定について)、説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、(5)議案第24号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号 甲賀市教育行政評価委員会規則の一部を改正する規則の制定について)、資料8に基づきまして、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料8により説明)

委員長 ただ今、ご説明いただきました(5)議案第24号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号 甲賀市教育行政評価委員会規則の一部を改正する規則の制定について)、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、(5)議案第24号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号 甲賀市教育行政評価委員会規則の一部を改正する規則の制定について)は、原案どおり承認いただいたものとします。

委員長 続きます、(6)議案第25号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第11号 甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について)、説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、(6)議案第25号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第11号 甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について)、資料9に基づきまして、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料9により説明)

委員長 ただ今、ご説明いただきました(6)議案第25号 臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第11号 甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について)、ご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、（６）議案第２５号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１１号 甲賀市教育行政評価委員会委員の委嘱について）は、原案どおり承認いただいたものとしします。

委員長 続きまして、（７）議案第２６号 甲賀市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

こども未来課長 （７）議案第２６号 甲賀市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、資料１０に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料１０により説明）

委員長 ただ今、ご説明いただきました（７）議案第２６号 甲賀市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、（７）議案第２６号 甲賀市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案どおり承認いただいたものとしします。

委員長 続きまして、（８）議案第２７号 甲賀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をお願いします。

こども未来課長 （８）議案第２７号 甲賀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料１１に基づき、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料１１により説明）

委員長 ただ今、ご説明いただきました（８）議案第２７号 甲賀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、（８）議案第２７号 甲

賀市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、原案どおり承認いただいたものとします。

委員長 続きまして、（９）議案第２８号 甲賀市私立保育園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をお願いします。

こども未来課長 （９）議案第２８号 甲賀市私立保育園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料１２に基づきまして、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料１２により説明）

委員長 ただ今、ご説明いただきました（９）議案第２８号 甲賀市私立保育園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、（９）議案第２８号 甲賀市私立保育園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案どおり承認いただいたものとします。

委員長 続きまして、（１０）議案第２９号 甲賀市水口岡山城跡調査委員会設置要綱の制定について、説明をお願いします。

歴史文化財課長 それでは、（１０）議案第２９号 甲賀市水口岡山城跡調査委員会設置要綱の制定について、資料１３に基づいて、その提案理由を申し上げます。

（以下、資料１３により説明）

委員長 ただ今、ご説明いただきました（１０）議案第２９号 甲賀市水口岡山城跡調査委員会設置要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 それでは、（１０）議案第２９号 甲賀市水口岡山城跡調査委員会設置要綱の制定については、原案どおり承認いただいたものとします。

委員長 続きまして、（１１）議案第３０号 甲賀市指定有形文化財の指定及び甲賀市指定無形文化財の保持者の認定に係る甲賀市文化財保護審

議会への諮問について、説明をお願いします。

歴史文化財課長 (11) 議案第30号 甲賀市指定有形文化財の指定及び甲賀市指定無形文化財の保持者の認定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問について、資料14に基づきまして、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料14により説明)

委員長 ただ今、ご説明いただきました(11)議案第30号 甲賀市指定有形文化財の指定及び甲賀市指定無形文化財の保持者の認定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 有形文化財は現在134件あり、そこに6件追加されるのですね。無形文化財の保持者の認定についてですが、現在甲賀市では何名が認定されているのですか。というのは、ほかの産地、たとえば備前などは4、5名の人間国宝がおられます。信楽焼は歴史がありますし、信楽においても重要無形文化財の保持者を、出来るだけ輩出すべきではないかと前々から思っています。人間国宝の動きや情報、市としての考え方をお聞きしたいと思います。

歴史文化財課長 市指定の認定者でございますが、5名おられます。5名追加で認定させていただこうという思いでございます。人間国宝の関係でございますが、今申し上げました市の指定者が5名と、昨年までの県の認定者が2名おられます。そのうちの1名につきましては、昨年4月にお亡くなりになられましたので、今現在は県で1名、市で5名になります。6古窯の中で人間国宝がおられないのが、信楽だけと聞いております。今回5名というのは、少し多いという気がするのですが、層を広げることにおいて、この中から県指定、そしてまた順次上げていきたいということで、多くはありますが認定をさせていただこうと思っております。

委員 もう1つ、これと直接関係はないのですが、MIHO美学院中等教育学校が、今年の3月26日に県が設置認可され、開校されています。その考え方のなかにも、地域の、例えば滋賀県、信楽の文化レベルの

美学体験学習ということをやっております。私立の中高一貫校の指定については県の教育委員会がされるのですが、MIHO美学院中等教育学校と市との関わりがあれば、お願いします。

指導担当次長 基本的に4月1日から開講ということですので、学校運営など、教育に関する事項については、県から指導されます。市としてどこまで関われるかということですが、例えば、甲賀市が主催するような事業であったり、その他必要事項につきましては、市から案内させていただくというようなこととなります。美学院の運営等につきましては、県と甲賀市の教育委員会が連携しながら対応していくこととなります。

なお、市内の社会体育施設や学校体育施設の利用等々につきましては、美学院が開講したばかりでありますので、施設的に十分でない部分がありましたら、甲賀市の施設を利用させていただきながら、新しい学校を教育委員会として支援させていただきたいと考えております。

委員長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、ただ今の(11)議案第30号 甲賀市指定有形文化財の指定及び甲賀市指定無形文化財の保持者の認定に係る甲賀市文化財保護審議会への諮問については、原案どおり承認いただいたものとします。

委員長 続きまして、(12)議案第31号 平成24年第2回甲賀市議会定例会(6月)提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について、説明をお願いします。

教育部長 それでは、(12)議案第31号 平成24年第2回甲賀市議会定例会(6月)提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について、資料15に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料15により説明)

委員長 ただ今、ご説明いただきました(12)議案第31号 平成24年第2回甲賀市議会定例会(6月)提出議案にかかる教育委員会の意見

聴取について、何かご意見、ご質問等ございますか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にご意見、ご質問もないようですので、(12)議案第31号平成24年第2回甲賀市議会定例会(6月)提出議案にかかる教育委員会の意見聴取については、原案どおり承認いただいたものとします。

委員長 それでは、その他、連絡事項といたしまして、(1)平成24年第7回(6月定例)教育委員会については、6月26日(火)の午後1時30分から行い、(2)平成24年第4回教育委員会委員協議会については、6月20日(水)午後2時00分からさせていただきますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

委員長 最後に、教育長より一言お願いします。

教育長 ありがとうございます。まだまだ気候不順でございますけれども、確実に夏が近づいている、そういう感じがいたします。本日は大変早朝よりお集まりいただきまして、また慎重にご審議賜りましてありがとうございます。

本定例会でも続けていただいております、会議冒頭の黙祷であります。校長・教頭・園長が集まる会では常にこの黙祷を続けているところでございます。夏が近づいてまいりますと、どうしてもあの四万十川の穏やかな瀬音とともに、悲しい記憶が蘇ってくるところでございます。

21日にございました、まさに天体ショーと申しますか、天体スペクタクルと申しますか、金環日食でありましたが、親子そろって、あるいは地域の方が集まって子どもと共に空を見上げておられる姿をいろんなところでみせてもらいました。そういう姿をみますと、先ほど申し上げた悲しい事故が、「ここにあの子どもたちが居れば」という思いもよぎるところでございました。まさにこの天体ショーが、選ばれた世代に向けての天からの贈り物であるかのように思いますが、そこに2人のお子さんがいないということでございまして、そういう意味でも教育委員会としましては、二度とこういう悲しい事故を起しては

ならないということ、そしてまた、市民の皆さんの信頼を裏切ってはならないと、この二点について改めて強く思うところでもございます。

いろんな協議事項のなかで報告もいたしました。おかげさまで小中学校そして園、それから認定こども園、さらには教育委員会事務局におきましても円滑に事業を、あるいは指導を展開させていただいているところでございます。しかしながら、冒頭で委員長が5月、6月が非常に危険な月であるとおっしゃいましたが、まさにそのとおりでございます。学校では6月に入りますと、水泳の指導が始まりますが、施設管理とともに指導の安全にかかわる徹底を図ってまいりたいと思っているところでございます。

また、6月5日からは議会が開始されます。議員さんの質問は市民の皆さんの質問ということでございますので、これまでと同じように誠実に対応、答弁をさせていただきたいと思っておりますと共に、市民の皆さんに向けて教育委員会の考えを発進する絶好の場であるとして、しっかりと対応してまいりたいと思っているところでございます。今後とも引き続きご指導賜りますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

委員長

ありがとうございました。

以上を持ちまして、平成24年第6回甲賀市教育委員会定例会を終了いたします。

[閉会 午前11時18分]